

総点検に当たって整理すべき事項

（財務省）

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人に対する立入検査については、内部通達により、原則として3年に1回、必要に応じて随時、実施することとし、法人の事業運営の実態把握に努めている。 ・ 毎年、法人から提出される事業報告書及び事業計画書等の内容を精査し、定款又は寄附行為に定められた目的及び事業に沿った適切な事業運営がなされているか、財務状況は適正なものとなっているか、について確認を行っている。 ・ 民法第67条第2項の規定に基づき、必要と認められる場合には、監督上の命令を発することとしている。 	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	<p>対象 704法人</p>
<p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人が行う事業が営利企業の事業として成立するものであり、営利企業による同種の事業が著しく普及しているという状況にないか。 ・ 公益法人が行う収益事業の支出規模が主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものであるか、具体的には可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめているか。 ・ 公益法人による事業の独占の弊害、公益法人の行う事業に係る料金に係る指摘がなされていないか。 	<p>0 × 0</p>
<p>目的と活動との整合・適切な情報公開 （目的と活動との整合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人の行う事業が許可された目的に照らし、適切な内容の事業となっているか。 ・ 当該法人の事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされているか。 ・ 管理費の総支出額に占める割合が過大なものでないか（指導監督基準：管理費の総支出額に占める割合は可能な限り2分の1以下とすること）。 	<p>8 × 0</p>
<p>（適切な情報公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「指導監督基準」（平成8年9月閣議決定）に基づき、業務及び財務等に関する資料を適切に主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供しているか。 	<p>0 × 0</p>

<p>高額な役員報酬・退職金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬や退職金が、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて、適切なものとなっているか。 	<p>0 × 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人の行う事業に関し、委託先や発注先が複数年度連続して同一の者である場合、連続していることにつき合理的な理由があるか。 ・ 公益法人の行う事業に係る委託先や発注先となる企業に関して、公益法人の役員が当該企業の役員を兼務している場合、公益法人の役員の親族が経営している企業である場合、公益法人が当該企業の株式を保有している場合等においては、当該企業を委託先や発注先として選定することに合理的な理由があるか。 	<p>1 × 0</p>
<p>その他の点検項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人において評議員会の設置はなされているか。 	<p>2 × 0</p>